

伊東市セミセルフレジ
導入業務プロポーザル募集要領

令和8年7月

伊東市

1 目的

伊東市におけるDXの推進としてキャッシュレス決済機能付きセミセルフレジ（POSレジ端末・自動釣銭機・キャッシュレス決済端末）を導入し、窓口業務の効率化と住民サービスの向上を図るとともに、限られた財源と人員の中で持続可能な行政運営を確立し、住民満足度の高い窓口環境を整備する。

特に、現在現金のみで収受している証明書交付手数料等について、キャッシュレス決済を取り入れることにより、支払方法の選択肢を増やし、窓口利用者の利便性の向上を図ることを目的とする。

そこで、市民課、課税課、会計課及び一部の出張所にPOSレジ端末及びキャッシュレス決済端末等の機器を導入し、それらに関するシステムを構築するため、価格のみではなく提供サービス等の内容全般を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者を選定するものとする。

2 業務概要

- (1) 業務名称 伊東市セミセルフレジ導入業務
- (2) 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (3) 設置場所 伊東市セミセルフレジ導入業務仕様書（以下「仕様書」という。）2に記載の6か所

(4) 提案限度額

ア 導入業務 12,100,718円（消費税及び地方消費税を含む。）

※1 自動釣銭機付きPOSレジ端末、キャッシュレス決済端末を設置する台及び設置に必要となるLANケーブル等の購入費（搬入、設置費及び初期設定費等含む。）及び令和8年10月から令和9年3月までの以下の手数料及び使用料を含む。

- ① セミセルフレジ導入に伴う管理クラウドシステム導入手数料
- ② キャッシュレス決済導入手数料
- ③ セミセルフレジ管理用クラウドシステム使用料
- ④ セミセルフレジキャッシュレス決済搭載使用料

イ 保守業務 810,480円（消費税及び地方消費税を含む。）

※2 導入後、6か月分（令和8年10月から令和9年3月まで）の保守業務

3 業務内容

仕様書のとおり

4 プロポーザルに関するスケジュール（予定）

No	項目	期日
(1)	公募（市ホームページ掲載）開始	令和8年7月1日（水）
(2)	質問書 提出期間	令和8年7月1日（水）午前8時30分から 令和8年7月6日（月）午後5時まで
(3)	質問の回答（市ホームページ掲載）	令和8年7月7日（火）午後5時
(4)	企画提案書提出期間	令和8年7月8日（水）午前8時30分から 令和8年7月17日（金）正午まで
(5)	選定委員会（5者を超えた場合）	令和8年7月17日（金）午後1時
(6)	選定委員会参加者決定通知	令和8年7月21日（火）
(7)	選定委員会（プレゼンテーション）	令和8年7月23日（木）
(8)	契約締結	令和8年7月下旬

5 参加資格等

本業務プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 伊東市暴力団排除条例（平成24年伊東市条例第19号）第2条第1号から第3号までに規定する者でないこと。
- (5) 伊東市指名停止措置要綱（平成9年伊東市告示第18号）第2条の規定に基づく指名停止期間中でないこと。
- (6) 直近1年間において、国税及び伊東市税の滞納がないこと。
- (7) 令和8年度伊東市（物品）入札参加資格登録業者に登録されていること。登録されていない場合は、伊東市公式ホームページにて、登録に必要な書類を確認し、伊東市総務部庶務課契約検査係へ提出し、企画提案書提出期限までに登録を完了すること。

6 質問の受付及び回答

本募集要領及び仕様書等に関する質問を、以下のとおり受け付ける。

- (1) 質問期間 令和8年7月1日（水）午前8時30分から
令和8年7月6日（月）午後5時まで

- (2) 提出場所 伊東市会計課・Eメール<kaikei@city.ito.shizuoka.jp>
- (3) 提出方法 質問内容を簡潔にまとめ、質問書(様式1)に記入の上、Eメールで提出すること。なお、標題に「プロポーザル質問(事業者名)」と記載すること。
- (4) 回答方法 質問に関する回答は、令和8年7月7日(火)午後5時に、伊東市ホームページに掲載する。
なお、質問回答の内容をもって、本要領及び仕様書等の追加又は修正をしたものとする。

7 企画提案書の提出

前記5の参加資格を満たす者は以下の書類を提出すること。(正本1部、副本7部)
企画提案書は、企画提案書作成要領(別紙1)を参考に任意の様式で作成すること。

- (1) 提出書類
 - ア 企画提案書(様式2)
 - イ 見積書(様式3)
 - ウ 作業計画書(様式4)
- (2) 提出期限
 - 令和8年7月8日(水)午前8時30分から
 - 令和8年7月17日(金)正午まで
- (3) 提出場所
 - 〒414-8555 静岡県伊東市大原二丁目1番1号
 - 伊東市会計課
- (4) 提出方法
 - 持参又は郵送(簡易書留等追跡サービス付きの方法)とする。持参する場合は、平日午前8時30分から午後5時までに限る。郵送の場合は、封筒に「プロポーザル企画提案書等在中」と朱書きすること。
- (5) 企画提案書等の著作権等の取扱い
 - ア 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。
 - イ 本市は、プロポーザル方式の手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
 - ウ 本市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、伊東市情報公開条例(平成9年伊東市条例第13号)の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。

8 企画提案書の審査及び評価

(1) 審査主体 伊東市セミセルフレジ導入業務事業者選定委員会

(2) プロポーザルへの参加承認及び選定委員会当日案内の通知

ア 企画提案書の確認後、プロポーザル参加の認否を電子メールにて通知する。参加について承認がされた事業者には選定委員会（プレゼンテーション・ヒアリング）の当日案内も併せて通知する。

イ 企画提案書を提出したにもかかわらず、令和8年7月21日（火）午後1時まで認否の連絡がない場合は、令和8年7月21日（火）午後5時まで、担当部署（伊東市会計課）へ電話で問い合わせること。

ウ 参加不承認の場合は、市にその理由の説明を求めることができる。

(3) 選定委員会

選定委員会は選定委員会参加者として選定された者に対し、選定委員会への参加を求め、企画提案書に関するプレゼンテーション及び質疑応答への参加を求め、選定委員会参加者として選定された者はこれを行う。

ア 開催日 令和8年7月23日（木）

イ 開催時間及び場所 別途、通知する。

ウ 時間配分 準備10分、説明20分以内、質疑応答10分

エ 留意事項

選定委員会への参加者は、3人以内とする。プレゼンテーションの際にスライドを投影して説明することは差し支えないが、パソコン等は各自で用意すること。

なお、プロジェクター及びスクリーンは市で用意する。その他必要な機材は参加者で用意し、デモンストレーション用の実機の持ち込みも可とする。

オ 企画提案者が5者を超える場合は、令和8年7月17日（金）午後1時から選定委員会を開催し、提出された企画提案書の事前審査を行った上で、プロポーザルの参加者を5者以下とする。

9 選定の方法

選定は、あらかじめ設定した選定基準（別紙2 選定基準）に基づき、選定委員が企画提案書及びプレゼンテーションの評価を行う形式で実施し、評価の合計点が、満点の6割以上の選定委員会参加者のうち、総合評価で最高得点となった者を契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」という。）及び2番目に得点が高かった者を次に契約の相手方となる候補者（以下「次点者」という。）として契約の相手方に選定する。

また、企画提案者が5者を超える場合は、あらかじめ設定した選定基準（別紙3 選定基準）に基づき、審査員が企画提案書及び選定委員会の評価を行う形式で実施し、評価の高い5者をプレゼンテーション参加者に選定する。

その際の評価点については、後日行われるプレゼンテーションの評価点に影響しない

ものとする。

なお、上記において合計点が同じになる場合は、出席委員等の多数決で決定し、可否同数のときは、会長が決定する。

10 選定結果の通知及び公表

(1) 結果の通知

令和8年7月31日(金)までに全ての参加者に対し、文書により結果を通知する。

(2) 結果の公表

契約候補者選定後、速やかに伊東市ホームページにて結果を公表する。

なお、参加者自身の評価については、契約締結後、市にその理由の説明を求めることができる。

11 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 企画提案書等を提出期限までに提出しなかったとき。
- (2) 選定委員会の指定する時間に来場しなかったとき。
- (3) 「5 参加資格等」の各号のいずれかに該当しなかったとき。
- (4) 本要領に記載の提案限度額を超える金額を記載した見積書を提出したとき。
- (5) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (6) 選定結果に影響を与えるような、不誠実な行為があったと市長が認めるとき。

12 契約

市は、契約候補者と協議し、契約候補者が提案した内容を反映した仕様書を調整の上、契約を締結し、速やかに契約結果を伊東市ホームページ上で公表する。なお、本プロポーザルは、参加者の企画力、提案力、業務遂行能力などを審査するものであるから、仕様については、契約時に再度精査するものとする。

ただし、選定された事業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、契約を締結しない。なお、この場合は、次点者と協議するものとする。

- (1) 「5 参加資格等」の各号のいずれかに該当しなかったとき。
- (2) 本要領に記載の提案限度額を超える金額を記載した見積書を提出したとき。
- (3) 企画提案時の見積書(様式3)を超える金額を記載した見積書を提出したとき。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (5) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと市長が認めたとき。

1.3 契約締結後

契約者は、市との協議のもと、速やかに実施計画書（実施体制、連絡体制、工程など）を作成し、市の承認を得ること。

1.4 その他

- (1) 企画提案に要する費用は、全て企画提案者が負担するものとし、提出された企画提案書は返還しない。
- (2) 提出された各書類の差し替え、再提出は認めない。
- (3) 当市に提出された書類等は、公平性、透明性及び客観性を期すため、公表することがある。
- (4) 本企画提案の審査やその報告のために必要がある場合は、当市がその写しを作成し、使用することができるものとする。
- (5) 本件参加に係る費用は、全て参加者の負担とする。
- (6) 提出書類における記名・押印は、契約の権限を有する代表者のものとする。
- (7) 本プロポーザルのために市より受領した資料は、市の了解なく公表又は使用してはならない。
- (8) 本プロポーザルに係る企画提案書の提出後に、辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届（様式5）を提出すること。

1.5 担当部署

〒414-8555 静岡県伊東市大原二丁目1番1号

伊東市会計課（担当・溝口）

電話：0557-32-1861（直通）

Eメール：kaikei@city.ito.shizuoka.jp